

○経験により特別支援学校免許の領域追加をする場合（法第5条の2第3項、法第6条第1項）

領域追加（経験）

【検定による授与】

※岐阜県が授与した免許状に限る

1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状	特別支援学校教諭2種・1種・専修普通免許状							
基礎資格(基礎免許状)	特別支援学校教諭2種、1種又は専修普通免許状			領域追加を希望する免許状に応じた種別であること				
最低在職年数(教員として)	1年	・基礎資格を得た後(基礎免許状取得後)の在職年数に限る ・校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、養護教諭、栄養教諭としての任用期間は含まない ※教諭兼務期間は含むことができる						
最低在職年数を満たす学校種	基礎資格		満たす学校種					
	特別支援学校		・当該免許状に定められている特別支援教育領域、又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当した教員経験の期間に限る (2種の場合) ・小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校 (2種の場合) ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校における教員経験の期間を、合わせて含むことができる					
単位修得すべき教科・科目及び最低修得単位数 (免許法施行規則第7条)	特別支援教育に関する科目		2種		1種		専修	備考(留意事項)
			視覚・聴覚	知的・肢体 病弱	視覚・聴覚	知的・肢体 病弱		
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	2	1	4	2	1種免許修得必要単位数に同じ	(1) 2種 「視覚・聴覚」・・・①1単位以上②1単位以上、計2単位以上 「知的・肢体・病弱」・・・①②の双方を含み1単位以上 (2) 1種及び専修 「視覚・聴覚」・・・①1単位以上②1単位以上、かつ計4単位以上 「知的・肢体・病弱」・・・次の(ア)(イ)のいずれか (ア)①1単位以上②1単位以上、計2単位以上 (イ)①②双方を含んだ科目1単位以上、②1単位以上、計2単位以上 ※「特別支援教育領域に関する科目」には、「含む領域」としての領域の単位は充てることができない。
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	2	4	4		「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域」及び 「その他障害により教育上特別の支援を必要とする者に関する事項(重複・LD等)」 について、全て①②双方の科目を含んで修得すること。 ・「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域」には、「含む領域」の単位を充てることができる ※基礎免許状が旧免許状(養護学校教諭免許状、盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状)の場合は、第3欄の科目は修得済みと見なされるため、追加修得は不要。
合計修得単位数		4	3	8	6			
留意事項	<p>※領域追加できるのは、岐阜県が授与した免許状に限る。他の都道府県が授与した免許状への領域追加は、その都道府県に申請すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低在職年数からは、休職、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、組合専従の期間を除く ・在職年数は、複数の領域(2種の場合は校種も)の年数を通算することもできる ・修得単位は、基礎資格としての免許状取得の前後を問わない(基礎資格となる免許状の取得前に修得した単位も使用可) ・施行規則第10条の2第4項・第5項を適用する場合の差の単位(修得済単位との差単位)については、第2欄、第3欄の備考欄(留意事項)に掲げる単位数の差し引きも必要 ・領域追加に必要な第2欄の単位は、特別支援学校教諭免許状の授与を受けた際又は過去に領域追加した際に修得した第3欄の単位をもってこれに替えることができる(省令第7条第4項)。 ただし、この単位振替により第3欄の科目が最低単位数に不足することとなるときは、その不足する単位数と同数以上の単位を修得する必要がある。 (第3欄の単位を第2欄に振り替えない場合でも、追加領域が第3欄から削られることにより、第3欄の科目が最低単位数に不足することもあり得る。) <p>【1種への追加の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に2種免許状で有している領域を追加する場合、1種の領域追加に必要な単位数から2種の領域追加に必要な単位数を差し引いた残りの単位の修得により、領域追加が可能(2種免許状を取得した際の根拠規定は問わない) 							
◆注意事項 「第2欄」の単位について	・第2欄の単位は、①②双方の内容を含んだ1単位の2つをもって、①1単位以上、②1単位以上、を充たしたことにはならないので注意 (2種の「知的・肢体・病弱」については、①②双方の内容を含んだ1単位1つで可)							

2 在職年数の計算方法

【大原則】勤務期間の対象となるのは、「教育職員(教諭、助教諭、常勤講師、非常勤講師等)」としての期間に限る		(注1)校長、副校長、教頭、園長等の期間は、基礎となる期間には含まれない (注2)支援員、サポーター、T2等の期間は、含むことができない
1 正規の教諭、助教諭、常勤講師の場合	勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない (日割り加算有)	※勤務期間(任用期間)は、辞令や雇用条件通知書などで確認 (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年(12か月)ではない
2 非常勤講師の場合	週時間数が12時間以上/12時間未満で、計算方法が異なる	
① 週12時間以上勤務の場合	1日でも欠けた日がある月はカウントしない(日割り加算無)	(例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月(日割り加算無)
② 週12時間未満勤務の場合	以下の計算式に当てはめて算出 週時間数/12時間 × 勤務期間(月数) = 対象となる勤務期間 ※小数点以下切り捨て	※計算式の「勤務期間(月数)」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可 (例)勤務期間:令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月(11月～2月のみ)

3 授与申請に必要な書類等 【検定による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(①返信用封筒を除く)

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、現役の教員ではない者が要提出	・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください ・「②履歴書」の署名欄、及び「③宣誓書」は、必ず自筆で署名してください
④手数料	申請手数料:5,000円 ※5,000円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で5,000円分の「定額小為替」を購入し、同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください
⑤学力に関する証明書【原本】	上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可) ・認定講習での修得単位は、「別表第7」対応のものであること
⑥領域追加する免許状【原本】	免許状が手許にない場合は、別途「誓約書」の提出が必要	・免許状原本が手許にない(紛失等)場合は、予めご連絡ください ・「誓約書」の書式は、ご連絡いただいた後に、お渡しします
⑦既に所有している免許状の写し または、免許状授与証明書【原本】	免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要	
⑧人物に関する証明書【原本】	現勤務校(離職者は、直近の勤務校等)に作成を依頼	※証明から3カ月以内のもの ・「証明者」は、校長・園長 など ・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長 など(雇用者) ・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要 ・「⑩身体に関する証明書」を医師が証明・作成する場合は、「証明者」欄に医師が記入・押印 ・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること(私印不可)
⑨実務に関する証明書【原本】	最低在職年数を満たすよう、これまでの勤務校に作成を依頼	
⑩身体に関する証明書【原本】	現在有職者は、勤務先の健康診断結果を基に勤務先が証明 無職の者は、医師の証明	
⑪返信用封筒	角型2号 切手貼付 490円(申請する免許状が4枚以内の場合) 560円(5枚以上の場合)	・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください
◆その他 ⑫戸籍抄本など ※発行から3カ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください